

生駒市条例第30号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

別表第1の2の2の項中「接続された」の次に「市又は」を加え、「住民基本台帳カードを利用することにより」を削り、同表18の2の項及び18の3の項を削る。

第2条 生駒市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中「又は窓口専用端末機（証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。）」を削り、同表16の項から18の項まで、20の項及び24の項中「又は窓口専用端末機」を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。